

---

プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 98 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 98 回税効果会計専門委員会（2025 年 11 月 12 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （住民税（均等割）の適用初年度の経過措置に関する再提案）

2. 事務局提案の案(2)に賛成する。案(3)の組替えをしないというのは行き過ぎである。案(2)の下で、住民税（均等割）に重要性がある企業においては組替えを行うことがよいと考える。
3. 事務局提案の案(2)に賛成するが、「組替えを要しない」という記載は組替えをしないと読めるので、「新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる。」という従来と同じような表現にする方が分かりやすいと考える。
4. 事務局提案の案(2)に賛成する。一方で、遡及処理することが原則である中で、技術的には容易な組替えをしないことを許容するのは、今後の会計基準等の開発においても同様の経過措置を受け入れることのきっかけになりかねないと考える。原則を踏まえた上で経過措置を設けた理由については明確にしていきたいと考える。
5. 外形標準課税の取扱いの変更や表示科目が「法人税等」に変更されることなどについても特別な経過措置を設けるか否かを確認したい。
6. 事務局提案の案(2)に賛成する。利用者の立場としては、重要なものは適切に組替えを行う必要はあると考える。

### （企業会計基準公開草案第●号（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（新旧対照表）

7. 資料(3)文案の第 2-2 項(4)、第 8-6 項、第 8-7 項等で、「親会社及び国内子会社」に限定した記載をしている。在外子会社は、実務上は IFRS 会計基準又は米国会計基準を適用しており、日本基準を適用している会社が見直し後の企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）に従うのであれば、「親会社及び国内子会社」に限定した記載としなくてもよいと考える。

8. 改正前の法人税等会計基準第 4 項(6)の記載を削除しているが、資料(3)文案の第 40-13 項においては外国法人税という言葉を使用しているため、第 40-13 項に説明を加えたほうがよいと考える。
9. 課税対象利益が会計上の利益ではなく、税務上の利益であることが分かるようにしたほうがよいと考える。
10. 資料(3)文案の第 8-3 項から第 8-7 項における課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理について、会計処理を定めるのであれば認識及び測定について定める必要があると考えるが、資料(3)文案の第 8-4 項及び第 8-6 項では「損益に計上する」とだけ記載があり認識及び測定を定めているとは読めない。資料(3)文案の第 5 項との整合性を踏まえると、例えば資料(3)文案の第 8-3 項から第 8-7 項をまとめて記載することを検討いただきたい。
11. 資料(3)文案の第 8-3 項また書きの更正等による追徴税額及び還付税額に関しては、住民税(均等割)、事業税(付加価値割)及び事業税(資本割)で更正等が生じた場合、解釈の違いというよりも誤謬に該当することが多いと考えられ、税務専門家に確認する必要があるが、仮にそうであれば特段定めがなくとも差し支えないと考える。
12. 資料(3)文案の第 8-5 項及び第 8-7 項の法人税額等から控除しきれないことにより未収還付法人税等になる税額は、当事業年度の税金と考えられるため、支払う場合と受け取る場合とで分けなくともよいと思われ、また、表示については別途記載されているので、定めなくてもよいのではないか。この項で資産と負債について言及する必要はないのではないかと考える。
13. 資料(3)文案の第 18-6 項から第 18-8 項のタイトルにつき、「課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの」の大項目の 1 項目として「親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金」の見出しがある。この見出しのみを見ると、外国の法令に従い納付する税金がすべて課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもののように読める懸念があるため、見出しを「親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金のうち課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの」とする必要はないか、検討いただきたい。
14. 資料(3)文案の第 18-8 項の外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社から受ける配当に係る外国源泉所得税の取扱いについて、連結財務諸表の観点から「法人税等」に含めて表示することは理解できるが、資料(3)文案の第 40-23 項で連結財務諸表に合わせて個別財務諸表も法人税等について含めるとしている一方で、資料(3)文案の第 2-3 項では、「連結財務諸表における会計処理及び開示は、個別財務諸表における会計処理及び開示に準じて行う。」としており、第 2-3 項と第 40-23 項が矛盾しているように見

える。この点、第 40-23 項の記載について、現行を踏襲した取扱いとしている旨などの記述を加えた方がよいと考える。

15. 課税対象利益を基礎とする税金について整理した背景として、従来の取扱いとの整合性や IFRS 会計基準との関係から説明されているが、理論的な根拠についても記載できるとよいと考える。個人的には、法人税等に区分される税金が利益獲得のための費用なのか、それとも利益の分配的なものなのかによって税引前当期純利益より上なのか下なのか分かれると理解しているが、コンセプトを明らかにしておくことで、個々の税金が課税対象利益を基礎とする税金に該当するかどうかを判断するときに正しい判断に繋がると考える。
16. 資料(3) 文案の第 27-2 項の 20XX 年の改正前及び改正後の法人税等会計基準での会計処理及び開示の定め方、並びに法人税等会計基準の名称を変えたことについての記載は、どのような方向性で会計基準等が開発されたかが分かるように、資料(3) 文案の第 25-10 項などに移動すべきであると考ええる。
17. 資料(3) 文案の第 27-5 項において、「在外子会社及び在外持分法適用関連会社が所在地国の法令に従い納付する税金についても、課税対象利益を基礎とする税金に該当するものは、20XX 年改正会計基準の定める会計処理及び開示を適用することとなると考えられる。」と記載されているが、IFRS 会計基準や米国会計基準を適用している在外子会社についても、少なくとも税金については法人税等会計基準に従う必要があるように読める。実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の取扱いは変わっておらず、現行の法人税等会計基準のまま、在外子会社が IFRS 会計基準や米国会計基準を適用しているのであれば、税金についてもこれらに従って処理されることを記載したほうがよいと考える。
18. 資料(3) 文案の第 27-5 項において、実務対応報告第 18 号の原則的な取扱いを採用する場合には法人税等会計基準を適用する旨を記載したほうがよいと考える。
19. 資料(3) 文案の第 27 項及び第 28 項によって、課税対象利益を基礎とする税金の具体的なイメージができるようになった一方で、外国法人税の中には、超過利潤税といった所得の一部を対象とした税金もあるため、課税対象利益の一部を課税対象とする税金が課税対象利益を基礎とする税金に含まれるかについて、明確にしていきたい。
20. 資料(3) 文案の第 28-3 項において、「課税対象利益」の定義の説明をしており、法人税法における課税所得を指していることは理解できる一方で、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において使用されている「課税所得」については修正しないこととしている。修正するかしないかの判断規準について、検討いただきたい。

21. 資料(3)文案の第 37 項において、事業税（付加価値割）が課税対象利益を基礎とする税金に該当するかについての考え方が整理されているが、課税対象利益について説明している第 28-2 項から第 28-4 項に移して記載したほうがよいと考える。
22. 資料(3)文案の第 40-13 項において、外国税額控除により法人税額等の計算上控除しきれなかった金額がある場合には、その控除しきれなかった金額は還付されると記載されているが、どういった場合に発生するのかわかりやすく記載いただきたい。
23. 結論の背景の経緯の部分で、別途公表する実務対応報告公開草案「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」について言及する必要があるか、検討いただきたい。

**（企業会計基準適用指針公開草案第●号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（新旧対照表）**

24. 資料(4)文案の第 91 項の最終段落において、「事業税（付加価値割）、事業税（資本割）、住民税（均等割）及び留保金課税は税効果会計の計算に含まれる税金ではない」としているが、課税対象利益を基礎とする税金に該当するかの視点も入れて記載いただきたい。
25. 留保金課税は所得から一定のものを控除した額に基づいて課税されるという意味では課税対象利益を基礎とする税金とも考えられ、見直し後の法人税等会計基準に従うと法人税等に表示することになる一方で、税効果会計の会計基準に従うと税効果会計の対象に含まれないままという理解で合っているか確認したい。この点、考え方を整理し、必要に応じて結論の背景に書き込んでいただきたい。留保金課税が課税対象利益を基礎とする税金に該当しないということであれば、法人税等の中にも課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものもあるということ、補足文書の注書でも構わないので記載することを検討いただきたい。

**（企業会計基準公開草案第●号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その X）（案）**

26. 資料(7)文案の BC2 項及び BC3 項において、今般の改正により定義を「法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金」を「課税対象利益を基礎とする税金」に変更することにつき、改正前後での意味の違いや、新たな用語を使用する必要があるかなど用語の定義を変更した背景についての説明を追加することをご検討いただきたい。

以 上